

平成30年度 第5回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年8月10日(金)午後2時00分から2時46分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

| | |
|------------|------------|
| 1番 原 卓己君 | 2番 中村克則君 |
| 3番 勝亦慶徳君 | 4番 芹澤行雄君 |
| 5番 田代眞吾君 | 7番 勝又英夫君 |
| 8番 勝又秀一君 | 10番 芹澤高雄君 |
| 11番 杉山正一郎君 | 12番 勝又俊治君 |
| 13番 杉山照信君 | 14番 根上豊君 |
| 15番 高村盛司君 | 16番 野村進吾君 |
| 17番 土屋好勝君 | 18番 水口光一君 |
| 19番 田代壽信君 | 20番 芹澤賢治君 |
| 21番 鈴木末廣君 | 22番 土屋耕一君 |
| 23番 土屋多嘉雄君 | 24番 鈴木良逸君 |
| 25番 勝間田喜晴君 | 26番 野木美佐雄君 |
| | 28番 鎌野哲夫君 |
| 29番 根上守人君 | 30番 滝口勉君 |
| 31番 勝又義美君 | |

欠席委員 (1人)

27番 佐藤一吉君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第24号 非農地証明申請書の決定について
- 7 その他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局

ただ今から平成30年度第5回総会を開会いたします。
本日は、27番 佐藤一吉委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

会長

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 3番 勝亦慶徳委員、4番 芹澤行雄委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

次に報告事項に入ります。

報第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第8号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。8月10日報告。今月の4条報告は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

報第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第9号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。8月10日報告。今月の5条報告は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第21号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。8月10日提出。今月の3条は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 27 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 0.03 m²

譲受人は、営農型太陽光発電設備(門扉)設置による基礎変更のため譲渡人より借り受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 0.05 m²

譲受人は、営農型太陽光発電設備(門扉)設置による基礎変更のため譲渡人より借り受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,093 m²

譲渡人は、配偶者である譲受人に贈与するものです。

番号1～4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

番号1ですが、7月30日、譲受人と現地にて、譲渡人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容についてですが、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人より買い受けるものです。その昔、農道が通った際に残地として残ってしまった所を譲受人がずっと長年、草刈管理をしていたということで、ここで買い受けるということになりました。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上です。

21番委員

番号2ですが、7月31日、申請人と現地にて調査いたしました。

現場の責任者から色々聞いた結果ですけれども、下に草も生えたり、柵もだんだん大きくなってきたりするために、出入りを良くするために今回の申請を提出したというこ

とです。現場で、出入りする時に確認してきましたけれども、まだきちっと整理されていませんでしたので、お願いをして帰ってきました。西側に一箇所、東側に一箇所、設置する予定だそうです。調査相手は第1太陽光発電所現場責任者ですので、よく中身が分からない点もありましたけれども、一応確認をしてきました。

以上です。

21番委員

番号3ですが、第1と第2は同じですけれども、場所がちょっと違うだけで、門扉を新たに造るということで、作業性も良くなり仕事がやりやすいということで、現場責任者もそう言うておりました。できることになって良かったというような話でした。

その他の項目については適合しておりますので、問題ないと思います。

以上です。

18番委員

番号4ですが、8月4日に譲受人と電話にて、8月5日に譲渡人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人は申請したもので間違いありません。

内容についてですが、譲渡人と譲受人の関係は夫婦です。譲渡人は申請農地を耕作管理していましたが、今回、譲受人に無償譲渡するための申請です。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

この番号2、3については、0.08㎡とか、本当に点だよ。この図面から見ると1枚が何反部という感じだけど、問題ないですか。では、他は営農型太陽光発電をやっているわけですか。

事務局長

今回の申請なのですが、太陽光の周りにフェンスを一周回してありまして、出入り口を作りたいということで、通常フェンスの基礎の他に、ドア扉の下の基礎を付けたと、その分面積が増えてしまっただけの変更の届けということです。この業者がとても真面目で、正確な申請をしてくれているということでございます。それで、中のほうのサカキはきれいに用立てをして、今、耕作をして作っている状況でございます。

会長

では、これだけ増えたということだ。

事務局長

そうです。

会長

全体的には問題ないということですか。

事務局長

問題ないです。

会長

その他、ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第22号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。8月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 95 m²

転用内容は、住宅敷地の拡張、駐車場2台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

事務局 担当委員である27番委員から代読の申し出がありましたため、事務局が代わりに調査報告をいたします。

番号1ですが、7月31日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人がしたものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、玉穂小学校と西中学校の通学路となっている市道の歩道拡張のため、宅地を一部収用され、駐車スペースを確保できなくなったため、申請地である田を転用し、駐車場として利用するものです。

その他の要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第23号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。8月10日提出。今月の案件は3件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計340㎡
転用内容は、贈与により住宅敷地の拡張、駐車場4台の整備です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑91㎡
転用内容は、贈与により住宅敷地の拡張です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑1,984㎡
転用内容は、使用貸借により太陽光発電設備の設置です。
農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。
以上でございます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員 番号1ですが、8月4日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
譲受人と譲渡人は叔父と甥の関係であり、申請人双方とも、申請行為については本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
転用理由についてですが、譲受人は自宅が新東名高速道路に収用され、昨年5月に現住所に移転しましたが、このほど、移転先に隣接するおいが所有する新東名収用残地等の土地を譲り受け、駐車場として利用するための申請であります。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上でございます。

19番委員 番号2ですが、8月4日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
譲受人と譲渡人は兄弟であり、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
転用理由についてですが、譲受人は現住所に移転した時、移転先に隣接する兄が所有

する土地を譲り受けて、道路からの目隠しと防犯のために遮蔽物を設けるための申請です。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

1 番委員

番号3ですが、8月1日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、譲受人と譲渡人は夫婦であり、申請人双方とも、申請行為については本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、以前、駒門工専の用地の代替地として、申請された土地を入手しましたが、当初のうちは芝の生産をしていたが、芝の不況と遠方であるため次第に手入れができなくなり、最近では年1回草刈を行う程度でした。私が農地の調査に行った時も、ちょっと間違えると耕作放棄地かなと思われるような土地であります。その土地を、会社(譲受人)として太陽光発電を行うこととした、ということです。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第24号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第24号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。8月10日提出。今月の案件は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 898 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田、現況 宅地 338 m²

以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

番号1ですが、8月2日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

現地の状況については、竹、雑木が生い茂っております。

転用経緯については、年月は不詳ですが、昭和57年（36年前）より竹林として説明を受けていたので、今まで山林だと思っていたそうです。

所定の手続きをしなかった理由については、今言ったように、山林と思っていた。ただ、最近、隣地の境界の立合いに行った時に、地目が畑になっているということだったので、今、申請をするということです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

28番委員

番号2ですが、8月1日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

現地の状況ですが、既にここは宅地でしたので、道路に面している宅地で、クリーニング店を建設中ということでした。

転用経緯につきましては、昭和44年頃とのことで、10年以上経過しているので問題ないと思います。

所定の手続きをしなかった理由ですが、法令に不認識だったために滞っておったということでございます。

農地への回復については、市街化区域であり宅地として利用されております。

農業生産力の高さについては、市街化区域でありますので、農地ではございません。

他法令に抵触はありません。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

(報告事項)

1. 7月豪雨災害義援金のお願いについて
2. 農業会議情報について
3. 会議等出席依頼（報告）について
4. 次回総会 9月10日（月）午後2時00分 市民会館 3階第7会議室にて
5. 農作物の消毒について

事務局長

それでは、以上をもちまして、平成30年度第5回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

3番

議事録署名人

4番
